



新型コロナウイルス感染症対策 学び支援募金 趣意書

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、世界はこれまで経験したことのない厳しい環境に直面しております。本校では生徒の安全確保を最優先に考え、時差通学、授業開始の繰り下げやオンライン授業を実施し、このような状況下でも教育を維持できるよう、教職員が一丸となって日々取り組んでおります。しかし、一方で経済状況悪化による家計の急変等により、修学を継続するのが困難な状況が生じているのも事実です。

本校では、すべての生徒が学修を継続できる環境を確保し、誰一人経済的な理由で学修を諦めることのないよう、独自の支援としまして、次のような取組を行っております。『学びの支援』としまして、オンライン学習や自宅学習により新たに負担が生じる自宅での費用および情報機器購入等を支援し、自宅での学修環境整備に資するための「学修環境整備給付金」の支給。『学びの継続』としまして、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い学費負担者の経済状況が急変し、学業の継続が困難な状況に陥る生徒を支援するための「学業継続支援奨学金（貸与型）」制度の検討など様々な対策を実施しております。

本校は、「人間の尊厳のために」を教育モットーに掲げ、今後さらに学びの質をより一層向上し、すべての生徒が少しでも安心して学修に取り組めるよう、学修支援を行ってまいります。

本校の取組の趣旨にご賛同いただき、今後のさらなる支援の拡大と継続に、皆様の厚いご支援とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

学校法人 南山学園

南山国際高等学校・中学校

校長 山田 利彦

新型コロナウイルス感染症対策 学び支援募金募集概要

【募集目的】 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急の生徒支援策に充てるため。

【募集金額】 1口1万円（端数がある場合も受け付けいたします。）

【募集期間】 特に期間は設けません。

【募集方法】

1. 寄附申込書(本校 Web ページからダウンロードしたもの)に必要事項をご記入・ご捺印のうえ、郵送にて下記事務室までお送りください（法人の場合、法人名、代表者役職名、代表者名などをご記入のうえ、郵送にてお送りください）。
2. 寄附申込書の到着後に、本校より振込依頼書をお送りいたします。

【個人情報の取り扱いについて】

南山国際高等学校・中学校では、皆さまから収集した個人情報を適正に、最大限の配慮をもって取り扱うために「南山国際高等学校・中学校個人情報保護に関するガイドライン」および「南山学園特定個人情報取扱要領」を定めております。お預かりした個人情報は、寄附に関わる手続き以外には使用いたしません。ただし、本校に対する個人の寄附は所得控除や税額控除といった税制上の優遇措置が講じられています。これにより、お預かりした個人情報を文部科学省や地方自治体に提供する場合があります。また、当法人の①役員、②役員と親族関係を有する方、③役員と特殊の関係にある方からの寄附の情報は、条件によって閲覧に供する場合がありますので、詳細についてはお問合せください。

なお、ご寄附を賜りました方に感謝の意を表し、ご芳名をBULLTEN等に掲載させていただきます。匿名を希望される場合は、お申し出ください。

【寄附に関する問い合わせ先】

〒470-0353 豊田市亀首町八ツ口洞 13 番地 45

南山国際高等学校・中学校

TEL : 0565-46-5300

FAX : 0565-46-5303

E-mail : nankoku-jimu@nanzan.ac.jp

【寄附金に対する税制上の優遇措置について】

南山学園への寄附金は、税制上の優遇措置が受けられます。

●ご寄附者様が個人の場合

寄附金が2千円を超える場合、以下2つの方法から選択することができます。確定申告の際どちらか一方をご選択ください。

寄附金 所得控除	当該年中に支出した寄附金の総額(*1) - 2千円 = 寄附金所得控除額*2
寄附金 税額控除	(当該年中に支出した寄附金の総額(*1) - 2千円) × 40% = 寄附金税額控除額*2

*1 ただし、年間総所得金額の40%が限度となります。

*2 ただし、控除対象額は、所得税額の25%が限度となります。

※「学校の入学に関してする寄附金」に該当する場合は優遇措置を受けることができません。
詳細は国税庁 Web ページをご確認ください。

※この他に、各地方団体の条例により、道府県民税または市町村民税の控除の適用を受けられる場合があります。詳細については、お問い合わせください。

●ご寄附者様が法人の場合

受配者指定寄付金	日本私立学校振興・共済事業団を通じて寄附者が指定した学校法人へ寄附していただく制度です。寄附金の全額が損金算入できます。
特定公益増進法人 に対する寄附金	学校法人南山学園は「特定公益増進法人」に該当しますので、一般の損金算入限度額*3とは別枠で損金算入が認められます。 特別損金算入限度額 = (資本金等の額 × 0.375%) + (所得の金額 × 6.25%) × 1/2

*3 一般寄付金の損金算入限度額 = ((資本金等の額 × 0.25%) + (所得の金額 × 2.5%)) × 1/4

※ 名古屋市では、寄附金額に応じて法人の市民税を減免する企業寄附促進特例税制が期限付で創設されております。詳しくは名古屋市 Web ページをご覧ください。

寄 附 申 込 書

学校法人南山学園 南山国際高等学校・中学校の「学び支援」に充てるための寄附を下記のとおり申し込みます。

年 月 日

学校法人 南山学園

理事長 市瀬 英昭 殿

記

寄附申込者ご名称 _____ 印

(法人の場合は、代表者をお書き下さい)

寄附申込者ご住所 _____

寄 附 金 額 金 _____ 円

寄附金振込予定期日 _____ 年 月 日

南山学園が設置する学校・幼稚園のうち、希望する寄附の申し込み先がある場合は以下にご記入ください。

希望する寄附の申し込み先の学校・幼稚園名： 南山国際高等学校・中学校

銀 行 口 座 名 三菱UFJ銀行 八事支店 当座預金 510882

学校法人 南山学園 理事長 市瀬 英昭

【確認事項】

- ※ 当該寄附により、寄附によって設けられた設備を専属的に利用すること、その他特別な利益を受けることはありません。
- ※ 南山学園が設置する大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園の新入生またはそのご父母より、**入学願書受付の開始日から入学年の12月末日までに賜ります寄附**は、税法上「学校の入学に関する寄附金」とみなされ、原則、税控除の対象となりませんので何卒ご了承ください。この事例に該当する場合は下記の項目にチェック を入れてください。(入学の翌年1月からは新入生のご父母であっても所得税控除の対象となります)
 - 南山学園が設置する大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園の新入生、または新入生の父母であり、入学願書受付開始日から入学年の12月末日までの期間の寄附である。
 - 南山学園が設置する大学・高等学校・中学校・小学校・幼稚園に入学願書・入園願書を送付した方、またはその父母であり、入学願書受付開始日から入学年の12月末日までの期間の寄附である。
- ※ お預かりした個人情報は、寄附に関わる手続き以外には使用いたしません。ただし、南山学園に対する個人の寄附は所得控除や税額控除といった税制上の優遇措置が講じられています。これにより、お預かりした個人情報を文部科学省や地方自治体に提供する場合があります。また、当法人の①役員、②役員と親族関係を有する方、③役員と特殊の関係にある方からの寄附の情報は、条件によって閲覧に供する場合があります。

《送付先》 〒466-0835 名古屋市昭和区南山町1番地 学校法人 南山学園